

平安初期の国衙と富豪層

— 国衙領形成過程の一側面 —

戸 田 芳 実

【要約】 九・十世紀に律令制を転換させた潜在勢力の中心は、当時「富豪」といわれた階層であるが、律令制の致命傷となつた浪人の中にもこの富豪層が居り、八世紀末から庄園のみならず公領でも活躍した。この富豪浪人を住民と共に再組織するために、地方の各々国衙は九世紀後半に一国的な慣習法——「国例」を定め、被支配身分・徴税法・処罰規定等について、律令法の基本的修正を行つた。一方、大量の稲穀を蓄積した富豪層は、それを投下して直営地経営と高利貸を行い、その活動を基礎として納税請負人となる。そこに「名」の一つの起源がある。そしてその請負行為も国例として制度化され、富豪を中心とした公領の納税責任者は、一率に「負名」の身分を獲得し、かくして国衙領の公民が出現するのである。

はじめに

九・十世紀を境とする日本古代国家の体制的転換は、これまで主として律令制から庄園制への移行という視角で研究されている。その観点はたしかに転換過程の重要な一側面をつくものではあつたが、清水三男氏の先駆的な提言、および最近の庄園研究の諸成果が示すように、庄園制その

ものは貴族の私的な土地経営にもとづく経済組織にすぎず、その存立自体が国家権力および国衙領の存在を前提とし、それに依存する要素が強い。それ故に現在の研究水準での「庄園制」は、律令制と対置されその次の段階をあらわす包括的な体制概念としては不十分であると思う。また庄園自体は主要な経済的基礎として特定の政権に結びつき難く、反対に政治権力の基礎の問題は何らかの意味で国衙領に關

連して行くといふこれまでの研究状況をみても、同じことがいえるだろう。古代と中世とをつなぐ平安時代史の叙述は、政治権力と国衙領および庄園の構造的連関の把握を必要とし、そのためには立遅れの大きい国衙領研究の空白が埋められなければならない。

庄園にくらべて史料制約のつよい国衙領の研究は、まだその各構成要素について個別実証的な仕事を蓄積している段階であつて、その現状については、最近松岡久人氏が郷司の成立にかんする論文^(一五号)の序にのべておられるから繰返さない。私はこの稿では、その国衙領の基礎的研究の一部として、律令制が体制的転換を行いつつあつた平安時代初期に、地方国衙が後の「国衙法」の前提となるべき独自の慣習的法制^{||}「国例」をどのようにして形成したか、その形成が律令制変革の推進的主体である在地の「富豪層」の活動および存在形態とどのように関連しているかをあつづけ、あわせて、国衙領の徴税単位たる「名」の構造と、そこでの王朝的公民身分の形成への展望をもとめようと思ふ。

一 富豪浪人と公領

律令国家の欠くことのできぬ基盤であつた編戸の民^{||}公民が、その公民という身分をすてて、身分につきまとう国家の規制から自由になろうとする運動^{||}浮浪・逃亡を広汎に開始したことは、律令体制にとつて、もつとも致命的な問題の一つである。律令体制下における公民の劣悪な生産諸条件、および国家の激しい収奪が、公民の零落と浮浪化を必然的にもたらすこと、その結果、貴族層の庄園が浮浪人を労働力の一供給源として成立し発展することは、すでに戦前における諸先学の研究によつて通説化している。たしかに浪人の発生・帰属にそういう道はあるが、律令制の矛盾[↓]公民の窮乏[↓]浮浪化[↓]次の段階たる庄園制への移行という論の立て方には、少くとも二つの問題が残されると思ふ。

第一は、直木孝次郎氏がのべられているように、^①「奈良時代の浮浪逃亡は常に社会の最下層からのみ発生するのではなく、他方においては中流以上の層からも発生しつゝあつたこと(傍点筆者)」である。それについて直木氏が証明され

たのは、浮浪逃亡者の中には計画的積極的な移住者があつたこと、それが「地方の庄園領主或は管理者又は地主・富豪の庇護の下」にはいつて定着し、保護者との間に「或る程度の独立性を維持することのできた小作関係」を結んでいたことの二点であつた。たしかにそれによつて、被保護者の存在である中流浮浪層の実在は明らかにされたが、それ以上の層、むしろ保護者の存在として在地の中心をなす、いわゆる「富豪浪人」の問題の追究がさらに必要になつてくると思う。浮浪とは単に編戸の身分をはなれたといふだけのことであり、貧富や社会的地位・実力とは関係のない身分的表現なのだから、在地では上層に属するいわゆる「富豪之輩」を包含することができるし、また後にのべるように、奈良末・平安初期には、すでにそのことが政府の注意をひいていたのである。そもそも律令制解体の基礎過程をなす在地の階層分化は、編戸によつて所有や身分に關する国家の規制をうける公民よりも、むしろその規制を失つた浮浪人のばあいの方が、もつと自由に展開し、浮浪人層の内部での富豪層と被保護者的中下層の分化は、より激しいと考えられるから、上層富豪浪人の問題を軽視する

ことはできないと思う。

また第二に、浮浪人の活動舞台は決して庄園に限られるものではなく、公領も同じくその活動の場であり、彼らは国衙領の成立についても重要な意義をもつてゐる。後述するようにとくに「富豪浪人」の活躍は、律令制的地方制度を王朝時代の国衙領体制に移行させるのに、大きな役割を果している。近年の庄園研究の諸成果によれば、庄園そのものの性格からいつて、庄園制という概念は、律令制に對置されその次の段階をあらわすものとしては不十分になつて来ており、庄園制の歴史的位置づけについて再検討が要求されつつある。律令制の転換と浮浪の問題も、今までより以上に、庄園から公領へと比重を移してみるべきではないだろうか。そのような問題意識から、次に国家から逃れる浮浪ではなく、逆に新しい意義をもつて国家と再結合される浮浪を考えてみたい。

奈良末の宝龜十一（七八〇）年、伊勢国司が報告したところによると（三飛格宝龜十一）、伊勢国官人が同国内を浮浪し王臣の庄に駆使される公民を檢括したとき、次のようなことが問題になつた。

諛諛之徒詐冒貫屬、尋勘籍帳既是不合、雖加推詰猶稱士民、仍勅歷名、具戴別卷、

たしかにここでも、王臣の庄の労働力となつた「部内浮宕百姓」はいたが、それは籍帳による検括でともかくもとの公民身分にひき戻すことができた。しかしそれとは別に、いつの間にか本来籍帳に登録されていない人間が、貫屬をおかし部内に住みつき、官人が無籍を追及してもなお士民だといひ張つて動かず、国司としてはその交名を記録して政府に報告するという処置をとつただけであつた。これは明らかに他所から計画的積極的に流入した浪人たちであるが、官人の詰問に屈しない態度は尋常の浮浪でないことを思わせるし、王臣の權威をかりて庄民を称するのではなく、あえて自ら士民と称したことは、彼らが必ずしも庄園でなく、公領に自己の生活基盤をすえていることを示していると思う。

当時の庄園経営の性格については、赤松俊秀氏がすでに早くから次の点を指摘されている。「初期庄園の経営の中心は、荘長にあり、その統制の巧拙如何が直ちに荘の盛衰を左右したのである」^①。この庄園研究についての重要な提

言は、同時に庄長である富豪の浮動性をも暗示している。庄長は必ずしも庄園経営において安定的固定的であるとは限らないのであつて、その統制の巧拙その他事情の如何によつては、逆に庄園から公領へ逃亡する可能性もあつたのである。承和九(八四二)年の東大寺領因幡国高庭庄別当解(平安遺文 七一号)はそのような事実を語っている。同庄前別当の齒麻呂なる者は三ヶ年間庄家を預り仕えたが、寺家にたいする所負巨多となり、寺家使が負物を勸徴したところ、ひそかに逃隠して行方不明となつた。新別当僧靈後は、伝聞によると但馬国二方郡部内に齒麻呂がいるらしいので、東大寺が移文を但馬国衙に送り、齒麻呂を捜求して負物を贖納せしめることを要請したのである。すなわち、庄園の経営を請負つた齒麻呂は、僅か三年間にして、経営失敗か不正か何らかの理由で職務を放棄し、因幡国高草郡の庄園から、但馬国二方郡部内へ公領へ逃亡したのである。他の事情は不明であるが、以上の事實は少くとも、庄長の地位にある富豪さえも、その地位の不安定さによつて公領への志向を示すべしが生ずること、またその際公領内では浮浪として存在したであろうということ、したがつて公領における

富豪浪人の活躍が充分想定されることを示すように思われる。

さききのべた宝亀十一年の伊勢国公領における有力浪人の存在は、未だ単に既成事実の発見にすぎず、同じ年に発せられた政府の政策は、「至于宝亀十一年願留之輩、編附当处、願還之侶、差綱通送」（三代格弘仁三）（八・十一官符）といわれた如く、居所又は本籍のいづれかにおいて、公民として編戸することであつて、それは半世紀以上も前の養老五（七二二）年の格（同）でもすでに示された方針である。浪人にたいする本籍送還または土断の律令制的政策は、その後九世紀に至つても、ともかく政府によつて維持されるのであるが、むしろそれと別のところで、浪人を浪人としてみとめ、その実力に依存せざるをえない事態が生じて来ることを見過してはならないだろう。その事態をもつとも鮮明にあらわすものは、「不論土人浪人」という言葉であらうと思う。編戸の民である土人と離籍した浪人と同じ資格で取扱うことは、部分的にもせよ律令制的公民身分の重大な修正である。しかもそのように重大な内容をもつた「不論土人浪人」政策が、桓武朝の初期に重大化した蝦夷の反乱への対策の中

で、はじめて姿をあらわしたことは興味が深い。

浮浪人を集めて東北辺境へ定着させ、あるいは兵士に徴発するという政策は、すでに奈良時代の中頃からみられるが、奈良時代末期にはあいつぐ征討の失敗によつて、事態は甚だ深刻な様相を呈していた。桓武新政下の第一次討伐は挫折したが、延暦九（七九〇）年から大規模な第二次討伐計画が開始され、その一つとして、同年十月廿一日に次の政策がうち出された（續日本紀延暦九）。

仰左右京、五畿内、七道諸國司等、不論土人浪人及王臣佃使、

檢録財塹造甲者、副其所蓄物数及郷里姓名、限今年内令以申訖、

この政策で桓武新政の着目した浮浪人は、造甲に堪える財所蓄物の所有者、すなわち富豪層であり、しかもそのような富豪浪人は、土人の富豪とともに、左右京五畿七道諸國にわたつて檢録されるべき一般的存在だったのである。いかえれば、この奈良時代と平安時代の境目にあたる頃には、公民中の富豪とならんで、全国的にかなりの財を蓄積した富豪浪人が、在地の有力者として存在しており、桓武新政は、律令制的軍団の弱体化による東北経営の危機を、富豪浪人との妥協——その事実上の承認とひきかえに軍事

費の提供をうけること——によつて切抜けようとしたのである。桓武新政の初年、延暦元（七八二）年には、造籍（本紀
延暦七・七）と同時に、「浪人尽頭編附」（八・十一官符
三・七）という強力な浪人編附政策が施行されたのであるが、しかしその下における富豪浪人の地位は、もはや潜在勢力として動かしがたいものであつたといわねばならない。重ねていえば、このような有力浪人は、すでに延暦のはじめに、まず第一に財の所有者として富豪として公民と同列にあつかわれた。すなわち「不論土人浪人」政策は、まず浪人の富への着目によつて実施されたのである。

このような富豪浪人の潜在勢力をさらに強化し、やがて律令制の転換を余儀なくさせたものは、延暦十六（七九七）年に大宰府へ下した官符（三・代格新舊二
六・廿五官符）に示される次の事態である。

秩満解任之人、王臣子孫之徒、結党群居、同惡相濟、佞媚官人、
威陵百姓、妨農奪業、為益良深、宜檢括勸還本郷、情願留住、
便即編附、

この延暦十六年官符の文言は、後の公文書に度々引用され、それだけに重要な官符であるが、要するに、平安遷都後間も

ない頃、大宰府管内で、任期満了の官人・王臣の子孫が組織的に土着定住する傾向が顕著であり、そのばあい彼らは国衙の統制からはずれた浪人として、百姓を脅かしつつ自ら営田を行つたことが明らかである。（檢括して本郷にかえし、留住を願わば編附せよ）ということは、彼らが「浪人」としてあつかわれたことである。）このようにして、はやくも延暦年間に顕在化した新たな富豪浪人層の問題は、例えば承和九（八四二）年、大宰大式藤原衛の上奏（本紀承和
九・八・十五條）にも、「未だ解由を得ざる五位の徒が、事を格旨に寄せて管内に留住し、常に農商を好み、百姓を侵漁して巧みに奸利の謀をなし、未だ填納の物をみず」と訴えられているが、そのもつともきわだつた例が、同じ承和九年に大宰府から中央へ訴えられた有名な「私営田領主」前豊後介中井王である（本紀承和九・廿九條）。彼の在地での活動がどのような性格のものであつたかは後節で改めてのべるが、大宰府が中井王の非行の処置を要請するのに准拠したものは、前に引いた延暦十六年の官符であり、府解にたいする太政官処分もその身を本郷にかえすことを命じているから、豊後国部内諸郡に私営田を有し、筑後・肥後等の国まで浮宥して、「威陵百姓、

妨農奪業」した前司中井王は、最大級の「富豪浪人」であったといふことができる。

中井王のように国務妨害の甚だしいものは当然処分の対象になつたが、それとは別に、同じ頃浪人が国務の一部に「例用」されていたことは注意を要する。すなわち同じ承和九年の大宰大式の上奏（續日本後紀承和九・八・十五條）に、

府多官舎、破損不少、例用浪人、常勤修理、而比年多依官符、被宛他用、望請、一切不寄他所、将役府国修理、

とあり、大宰府および管内国の官舎修理の雑役には、浪人が恒常的に使役され、それが府国の慣例となつていた。官符により浪人を他所に寄せるとは、主として王臣社寺の庄園への浪人寄進と解されるが、浪人を他用にあてられることが、大宰府と諸国衙の損失となるほどに、彼らの浪人としての存在意義が重要になつてゐる。府国の修理夫役に「例用」された浪人たちの多くは、功食を給与されて雇はれる中下層浪人だつたにちがいないが、その中に質的な重要性をもつ中核として、財力と労働の編成管理能力をもつところの、「浮浪人之長」^⑥的な富豪浪人があつたことは否定できないだろう。庄園における庄長のばあいをみると、

彼らは庄に寄住する中下層浪人を自己の私佃に駆使する富豪であると同時に、庄田の経営のために労働編成と統制を行い、王臣社寺に奉仕する有能な管理人でもある。このような富豪と管理人の二面性は、公領の富豪浪人にも共通だつたと思う。三代実録によると、遠江国の山中に施薬院の用紙を生産するために帳外浪人百人を集めた「身役之成」がおかれたといふ（三代実録元慶五三・十四條）。成はすなわち屯所であつて、「身役之成」とは浪人を夫役に使役するばあひ、それを編成管理する施設・組織が具体的に存在したことを意味する。富豪浪人が「官人に倭媚する」（前出延暦十六年官符）ことの中に、彼らが府国による浪人の例用に参加し、修理工事の「身役之成」における浮浪人の長として活動したことを考えることは不可能ではないのである。以上考察したような浪人の「例用」は、延暦九年に蝦夷征討準備の臨時措置として、土人浪人を論ぜず造甲に堪える富豪層の富を利用した政策が、地方国衙の夫役徴発においてさらに展開され、慣例化・恒常化されたことであつて、それは次節にのべる如く、遂には非律令的慣習法としての「国例」が形成される方向を示すものである。

① 直木幸次郎「奈良時代における浮浪について」(史林三四ノ三)

② このことは、清水三男氏も「班田收授法の基底について」(「上代の土地関係」所収)の中で指摘されている。

③ 「富豪浪人」の語は、三代実録元慶八年八月四日条にみえる。

④ 赤松俊秀「公営田を通じて観たる初期荘園制の構造に就いて」(歴研七一五)

⑤ 三代格天平八年二月廿五日勅、および弘仁二年八月十一日官符に引用された養老五年四月廿七日の格の内容は次の如くである。「見養浮浪、実得本貫、如有悔過欲帰還本土、……自余無貫編付当処」

⑥ 川上多助「王朝時代の浪人に就いて」(「日本古代社会史の研究」所収)

⑦ 赤松俊秀「古代国家の展開」第一部(京大日本史2)

⑧ 日本書紀下巻第十四に、「越前国加賀郡、有浮浪人之長、探浮浪人、驅使雜徭、徵乞調庸」とある。

二 国例の形成

石母田正氏は、平安時代における「国衙法」の意義について次のような提言をされた。「平安時代の国衙領には律令制に基礎を置きながらそれを修正しつつあつた特殊な慣習法の体系が形成されつつあつたのであつて、それは『国

衙法の時代』ともいふべき特殊な時代であつた。」「右の如き国々における慣習法の体系はこれを国衙法とも呼ぶべきであつて、それは律令法や庄園法とは別箇の法の組織と見ることが出来る。平安時代の農村社会において支配的な法はこの国衙法であつた。それは大きな意味では律令法の一部をなす地域的な慣習法であるが、前期の税制の変化に見る如く、国衙領内の階級分化の進行による『名』の発生その他の基本的変化に対して、律令の規定がすでに貫徹し得なくなつたために、徐々に変質し形成されて来た法である。①」右の如く石母田氏は、国衙法に律令法や庄園法と異なる独自の歴史的性格を与え、さらにそれと在地領主制および中世法との密接な関連を指摘され、国衙領の究明に大きな展望をひらかれたのである。石母田氏が問題にされたのは「在地領主的な在庁官人が法の形成者となり守護者となつた」時期の国衙法であり、私も旧稿でその内容の一部および平安末の院政期がその出現の調期であることを考えてみた。②私がここで考察しようとするのは、律令法がなお支配的な平安初期、九世紀に、その前提となるべき各国衙の慣習法―国例が、どのように出現してきたかということ

ある。以下前節に引続いて、公領での土地・收取関係と浪人の問題を公営田と公出挙について考え、国衙法の前提に迫つてみようと思う。

その第一例は貞観十五（八七三）年の大宰府の申請（三代貞観十五・十六）にみえる筑前国公営田のばあいである。

依弘仁十四年二月廿一日格、管内諸国、始置公営田、而筑前国耕作数年、即以停止、尋其由緒、縁土地薄瘠獲輸教多也、今須班田之日、択良田九百五十町、不論土浪人、頒充令排佃、

土地関係において、国衙が最初に「不論土浪人」と明言したのが、公営田経営のばあいであつたことは注目されることである。そこにもいわれているように、大宰府管内諸国に始めて公営田が設けられたのは、その丁度五十年前の弘仁十四（八二三）年である。その際公営田にかんする要項を規定した太政官奏（三代格弘仁十四）では、公営田の労働力は「僇丁」とされ、営田を預かる正長は「扱村里轉了者」と表現され、浪人は問題にされなかつた。しかしすでに早く延暦四（七八五）年の官符（三代格延暦四）において、承前の例として大宰府所管国百姓が管内諸国を浮浪し、また「他界（大宰府管外）浪人」が管内に流入していた事実が明らかで

あり、また前出の延暦十六年官符で、大宰府管内に解任官人・王臣子孫らが富豪浪人化している事実が判明するから、弘仁年間の公営田の耕作者および正長も、実際上は浪人と無関係ではなかつた筈である。しかしここでの問題は、太政官の立場としてはそれを「不論土浪人」と表現しなかつたことである。「不論土浪人」という律令的公民觀念の重大な修正は、筑前国衙が自らの判断によつて五十年後に公営田を再開した時に行われたのである。そしてこの国衙独自の政策は、八年後の元慶五（八八一）年、中央財政収入の確保のため政府自ら設置した五畿内官田において、遂に政府自身の採用するところとなり、官田における営田預人は太政官符（三代格元慶五）により、「不問土人浪人、扱取力田之輩、差為正長令預其事」と定められている。

公営田の歴史的意義は周知の如く赤松俊秀氏が解明されているが、氏の要約にしたがえば、「庄園を模範として考案され、在地の土豪の協力の許に、調庸と地子の従来^③の収入を確保することに成功し」^④「その後の税制に大きな影響を与えた」ことにある。ところで一方、その設置の前提となつた調庸・地子の未納は、主として在地の「庄長階級」

富豪層の私営田を中核とする活動によつて生じたものであるから、実は富豪自身の私営田への抑圧・富豪からの収奪の上に、はじめて公営田経営が可能だつたのである。土豪の協力とはそのような内容を含むが故に同床異夢の妥協であり、反面において公営田は政府の富豪にたいする体制的な挑戦であつて激烈な対立関係を内包していたといわねばならない。律令体制の崩壊過程における国家・富豪層・班田農民層相互間の矛盾は、この公営田という場において一つの体制的転換としてあらわれ、周知の如く調庸收取の対象を「人から土地へ」^④課丁から営田へと移す徴税制度の転換が行われ、さらにそれをうけついで九世紀後半の国衙によつて、そこで「不論土浪人」という公民身分の変化が制度化されたのである。

この国衙の新政策は以後さらに展開される。元慶五（八八二）年、大宰府は肥前介笠宗雄の解により解状を提出した（三代実録元慶五）。その中で肥前国司は、同国において解任官人・王臣子孫ら富豪浪人が結党群居し、百姓の佃糧を奪い、官稻出挙をうけず、私物を出挙し、収納の時公事を妨げ、欠負の源となる由を報告し、次のような対策を要請し

ている。

准之筑後国例、不論前司浪人、准営田数、班給正税、并令佃公
営田、一如土民、若有勢之人、不順此事者、追却部内、不能居住、
ここで重要な点は、(一)「筑後国例」がすでに元慶五年以前に慣習法として確立しており、それが肥前国に移入されていること、(二)その「国例」は前司浪人を論ぜず一に土民の如く、①その営田数に比例して正税出挙を行い、②また公営田を耕作せしめること、(三)「国例」に背く有勢者は国内に居住せしめず追放すること、以上である。前司浪人を論ぜず一に土民の如く取扱うこと自体がすでに律令的公民身分の重大な修正であることは前にのべたが、ここではその修正法が「国例」として法的正当性を承認されている。しかもそれは貞観十五年の筑前国における如き公営田のみの立法ではない。公営田は公領の一部分にすぎない。だがこの筑後国例はさらに正税出挙の面から、「不論土浪人」の原理を国内公領全体に拡大し、一般公領における富豪の営田を正面から收取対象としてとらえ、正税出挙の営田田積別賦課を立法化しているのである。田名綱宏氏の研究によれば、延暦弘仁より貞観延喜にかけて（すなわち九世紀に）、官

稲出挙数はその極点、最盛期に達し、就中地方国衙の諸雑費にあてられる雑稲出挙に至つては、延喜式数は弘仁式数の四倍半に膨脹している。^④ また直木孝次郎氏は、正税による土地売却の多いことから、正税出挙の利が主として国郡の行政費および国衙官人の給料にあてられたため、律令制が一般的に衰退してゆく平安初期においても、正税出挙の回収だけは、国郡司が厳格に勵行したにちがいないという点を指摘されている。^⑤ そのように公出挙が中央政府よりも地方国衙の利害と直接に結びつき、その面で發達した取取であつたために、国内全体にわたつて律令制の原則を修正した正税出挙の賦課形態が、国例として確立される必然性があつたのだからと思う。

筑後国例でもう一つ見逃せぬ点は、国務にしたがわぬ富豪浪人の国外追放規定である。律令法に基づく延暦十六年官符では、浪人の処置は籍帳主義、令による本郷還附か当土編附であり、罰則は律による違勅罪、遠流である。しかしこの国例に至つて、国衙は全国的な籍帳と律の原則を逸脱して、国務にしたがわぬ者は国内に居住せしめず、当国部内から追放しさえすればよいという一国中心の法を、

慣習的に定めてしまつたのである。この追放令は、筑後国例が肥前国に採用された三年後、元慶八（八八四）年の上総国でも確認できる（三代養元^⑥）。すなわち同国においても、「前司子弟不順国政、富豪浪人乘吏所行、至于勘納官物、对捍国宰、陵寃郡司、」という情勢に対応して、「境内浪人」にたいして「放逐といふ新方針^⑦」をとり、留住を願う者は国務にしたがうかぎり土戸に貫附する法を定めたのであつた。^⑧

以上の例証は主として大宰府諸国、とくに筑前・筑後・肥前についてであるが、^⑨ しかしその傾向はもちろん九州地方だけのことではなく、元慶仁和に続く寛平昌泰年間には、紀伊・美濃・播磨など畿内周辺諸国で、同じく土浪人を論ぜず耕田数に応じて正税出挙を行つたことが確認される。この時期の多くの官符が示す事實は、地方の富豪や一般農民が積極的に中央の諸司や王臣家と私的身分關係を結び、その中で庄園を發展させていつたことであつて、それはやがて延喜の庄園整理令の対象となる事態であるが、畿内周辺諸国における国例の形成はそのような富豪・農民の動向に対抗するものであつた。

寛平六（八九四）年、紀伊国解をうけた官符（三代格寛平六・三・廿三官符）によれば、紀伊国では民が耕作にたえず口分田を沽却し、良田は多く富豪の門に歸し、出挙は徒らに貧弊の民に給せられ取納難済となる状況であつたが、「承前国吏等准量田疇之數、班举買耕之人」と官人のいう如く、すでに寛平六年以前から国吏の裁量によつて、出挙の耕田積別賦課が行われていた。これも紀伊国での国例といえる。ところが「諸司官人雜人并良家子弟内外散位以下諸宮王臣勢家人等」が、国内で営田を行いつつ正税を対捍するので、紀伊国司は改めて、

不論土浪貴賤准耕田數、段別五東以上班举正税、若有对捍輩者、勸取所營之獲額、填補不受之官稻、以為徵納、

という国法の官裁を求めた。その前半はもはや説明を要しないが、後半の罰則には注意しなければならぬ。紀伊国衙が制定しようとした罰則は、むしろ律令制のそれではなく、また筑後・肥前・上総における如き追放でもなく、富豪の収入である営田の収穫を没収して未進を填補することである。すなわちここでは、国内住民そのものを肅清することよりも、官物取納の方に重点が移つてしまつたのである。^⑩

国内に居住し公田を耕作する者は、それが何者であろうと、あくまで官物を徴収しようとする国例がここに生れつつあつた。^⑪

続いて美濃・播磨のばあいを簡単にみておきたい。寛平七（八九五）年、美濃国解をうけた官符（三代格寛平七・九・廿七格）は、正税について紀伊国と同じ事情をのべ、「不論土浪、任理勘責」といつており、また昌泰四（九〇一）年の播磨国解は、百姓の過半が六衛府の舍人と称し、課役を納めず正税を受けぬと訴え、それをうけた官符（三代格昌泰四・六・廿五官符）は、課役免除は免符を待ち、正税班収は耕田によれと命じている。ここで注意されるのは、正税の賦課法にかんするかぎり、両国解では国例の存在が示されておらず、むしろ官符が「不論土浪」と正税耕田別賦課の方針を指導しているらしい点である。そのことは、九州諸国や紀伊国の国例が中央に影響を与え、太政官がそれを格によつて一般化し、他国に及んでゆく過程を示すものかもしれない。国例が各国単位の慣習法である以上、そのような相対的偏差は当然のことである。しかしながらまた一方で、美濃国解は諸国にまた別種の国例があることを示している。

凡諸国例、分配郡司、充租調庸専当、驅使土浪、差進官雜物綱、丁、若有損失官物、取預人私物、填納其欠負、

すなわち問題点は、この諸国例が土人浪人を官物運搬の綱丁（預人として）に駆使すること、官物を損失したばあいその罰として預人の私物を没収して欠負を填補することである。一見して明らかかなように、官物の收取でなくその運搬の雑役であるというちがいはあるが、土浪人を一率に把握する点と、罰則が責任者の私物没収である点では、さきの紀伊国例と原理的にまつたく同じである。

続いて延喜二（九〇二）年には、河内・参河・但馬等の諸国が、その運搬雑役を富豪層に賦課することについて国解を提出した（三代格延喜二、四十一官符）。それによるとそれら諸国では、中央との関係で種々の肩書を有し、「頗有資産可堪従事之輩」が、本職につかず国内に晏然私居して、豊に産業を殖し、課役を免れていたが、諸国衙は彼ら富豪層に雑役を課する根拠を次のように上奏している。

竊檢貞觀以來諸国例、以如此輩可差使進官留国雜役之状、無国不言、隨即有聽許、是事不獲已為済官物、

ここで明らかになつたのは、諸国で課役を免れた富豪層に

進官留国の雑役を課する国例が形成されたのは、九世紀も後半にはいる貞觀年間以後のことだという点である。「無

国不言」の形容の如く、それはかなり一般化した国例であつた。そして中央政府は、「事已むをえず官物を済せんが為」に諸国の要請をその都度聴許したのである。それはあくまで諸国にたいする個別的な認可であつて、一国的慣習を国例として適法化するものにすぎない。なぜならば、この河内国等の国解は、延喜二年に至つてなお貞觀以来の諸国例をふまえながら、「任中一度例として差用し以て貢納を済せん」ことを、「立てて恒例となし、申請を勞せず、長く言上の煩を省く」ために、改めて官裁を請うているからである。ところで貞觀以来の諸国例として確認しうるものは、富豪浪人の雑役だけではない。この節のはじめにのべたように、筑前国が自らの判断によつて公営田を再開したのは貞觀十五年のことである。そしてここでは弘仁の公営田とは異り、土浪人を論ぜず佃を耕作させるといふ国衙としての新政策が示された。我々はここに土地からの收取にかんする国例の一つが、貞觀年間に成立したことを知るのである。

以上の考察で、私は九世紀の地方国衙が、公営田、公出挙、雑役の賦課にかんして、律令的公民の身分規定、賦課法、および国務対捍の処分規定に、非律令法的な重大な修正を加え、それを慣習法的な国例として立法化したこと、その底流としてようやく顕在化した富豪層とくに富豪浪人層の活躍が存在すること、国例の成立時期は九世紀の第三四半期にあたる貞観年間からであること、を明らかにすることができたと思う。

① 石母田正「中世的世界の形成」(一九五七年版)第二章、第四章、

② 拙稿「国衙領の名と在家について」(「中世社会の基本構造」所収)

③ 赤松俊秀「公営田を通じて観たる初期荘園制の構造に就いて」(「歴研七―五」)

④ 同 右「古代国家の展開」第一部(京大日本史2)

⑤ 正税出挙の田積別賦課は、すでに弘仁十三(八二二)年に河内国で施行されている(類聚国史卷八十三、政理五、正税)。これは中納言良岑安世の上疏によるものであるが、その理由は河内国に諸家庄園が多く、また土人少数なく京戸過多であるためで、その方法は京戸土人を論ぜず管田一町につき正税卅束を出挙しようとするものであった。諸家庄園や京戸がとくに問題の根源となつてゐることは、五畿内国である河内国の特殊性によ

るが、問題の所在は貞観年間の筑後・肥前と基本的に同じであつて、「不論京戸土人」の方針は、律令公民の籍帳主義を甚だしく修正するものである。

⑥ 田名網宏「出挙制の消長に関する教的研究」(「歴研三ノ六」)

⑦ 直木孝次郎「正税と土地の売買」(人文研究五ノ一〇)

⑧ 川上多助「王朝時代の浪人に就いて」(「日本古代社会史の研究」所収)

⑨ それを認可した勅も、従来の浪人取締の慣用語である「檢括」をあらため「括逐」の語を用いている。

⑩ 三善清行の藤原保則伝によると、保則が大宰大式に任ぜられたのが丁度その頃の仁和三(八八七)年であり、当時、本文の例証にあげた筑前・筑後・肥前三国は群盗の藪沢と目され、その盗渠師は良家子弟や旧吏僕従の寓居した流浪の輩であると語られていることは、本文の事態と符合する。すなわち大宰府管内とくに前三国が、他地域に先んじて正史や官符で問題になり、国例が比較的早く史料に出現するだけの根拠はあつたと思う。

⑪ 私はここで、約一世紀半後、天喜年間の伊賀国衙領における国司の未進檢察法を想起せざるをえない。当時の国司小野守経は、天喜二年、公民田堵の官物対捍に憤慨し、数千の夫兵眷属を率いて入部したが、田堵自身の身柄は処罰せず、ただ見つけ次第追払つただけで、国司は夫兵を坪々に立入らせ作毛を刈取つて帰つた(平安遺文七八一号)。それが十一世紀中頃における国衙法発動の一形態であつた。九世紀後半の紀伊国例における罰則は国衙法に極めて接近している。

⑫ この紀伊国解にたいする官裁は、「応准耕田数班奉正税并対捍輩即科其罪事」と事書にあるように、要請の前半を認可すると同時に、後半の処罰規定は律令の原則貫徹を要求した。半ば国例をみとめ官符で一般化すると共に、半ば国例と見解を異にする政府の立場は興味深い。

三 富豪と納税請負制度

つぎにひるがえつて、国例が形成される場合の潜在的主体であつた富豪層自身の活動の一端を考えたい。これまで豪族・土豪・在地有力者などと呼ばれていたものを、この稿であえて富豪と称したのはそれなりの理由がある。平安初期の正史や官符は、彼らを一般に「富豪之輩」という名称によつて認識しているが、その「富豪」という表現は、たとえば次の事実をみれば、特定の歴史的性格を反映しているように思われる。日本霊異記の観音靈験にかんする一説話（中巻第卅四）は、八世紀頃の富豪の没落を次のように語つている。

父母有時、多饒富財、数作屋倉、（中略）父母命終、奴婢逃散、馬牛死亡、失財貧家、

これと全く同じ素材による説話が今昔物語集（卷十六）に引用

されているが、ここではその富家の在り方が次のように改作された。

其ノ辺ニ其ノ郡ノ郡司有ケリ。（中略）仕ケル從者共モ皆行キ散リ。領シケル田畠モ人ニ押取レナドシテ知ル所モ无カリケレバ。

同一の説話の表現が、時代をへだててこのように対照的であることは興味深い。説話の語るものをそのまま具体的に在とすることは、むしろ警戒しなければならぬ。しかし観音の功德を説く話の筋書からいえば、富の在り方が何であらうと直接に関係がないにもかかわらず、平安初期に成立した霊異記における富の在り方を、平安末期に成立した今昔物語があえて改作したのは、その期間に在地の富豪の富を何によつて代表させるかについて、一般、通念の時代的变化があつたからだといふことはできるだろう。霊異記の富豪の財は、土地よりもむしろ、あまたの屋倉に象徴される稲穀の巨大な蓄積、および奴婢・馬牛等の動産的富によつて代表されている。しかし今昔物語の叙述では、屋倉・奴婢・馬牛の語が消え、代りに「領シケル田畠」「知ル所」——土地所有によつて富が代表され、奴婢に代つて「從

「者」が登場する。動産的富に代表される前者は富豪と呼ぶにふさわしく、土地財産に代表される後者は領主と呼ぶにふさわしい。

当時の富豪の財産形態とそれによる活動は、次の靈異記の叙述によつて知ることができる(下巻第廿六節)。

富貴宝多、有馬牛、奴婢、稲錢、田、鳥等、(中略)、貸日与小升、償日受大升、出拳時用小斤、償取大斤、息利強微、大甚非理、

この説話の示すところは、日本後紀大同元年八月廿七日条の、「七道諸国壇越、佃寺田、稲未納、貸用私物、奴婢、牛馬、役用私家」という事実によつて裏書きされる。すなわち富豪の所有する財は、牛馬・奴婢・稲錢・田・鳥であり、その活動は、私出拳と私営田に集約されるのである。したがつて彼らの経済的基礎は、「力田佐伯郡人伊福部五百足、同姓豊公、若桜部継常等、所耕作田各卅町已上、貯積之稲亦各四万束已上」(統日本後紀天長十一年、十九條)というように、公には営田と蓄稲によつて代表される。そして就中蓄稲は、「民有貧富、不必蓄穀」(日本後紀延暦十一年、廿八條)といわれたように、富の代表的現象形態であつた。それはいうまでもなく、富豪層の主要な活動^{II}出拳と営田が、いずれも稲穀の大量蓄積を前提として

はじめて可能だつたからである。また一方田鳥は未だ土地所有として自立しておらず、原則として蓄稲・馬牛・奴婢等と一体化され、家内経済の中に組込まれたかたちでの財産であるから、土地所有そのものが財産の代表的形態とはならなかつたのである。もちろん墾田に由来する土地私有権の存在を無視できないし、有期的小作である賃租も存在しているが、富豪層の私財たる田地の大部分あるいは中核的部分は、自ら水利・労働用具・馬牛・種子・肥料を準備し、また自ら労働編成と監督を行つて直営し、その「獲稲」を取めるのであつて、それは規模の大小にかかわらず、当時、佃・耕營・耕種・營作・営田等の言葉で呼ばれた経営形態である。そして規模の大きい営田は、公営田において「給功并食一如民間」(三代格政仁十四、廿一、廿二、太政官奏)といわれたように、功食給与による外からの雇傭労働力に依存し、公営田がその極限を示すように、規模の大きさを増す程、その雇傭労働への依存度は高くなる。したがつてそのために多量の肥料の準備を必要とし、公営田においては正税稲、民間においては蓄稲の意義が重要となる。

また公営田において注意されることは、獲稲から佃功・

租料・調庸料・僦丁食料・修理溝池官舎料を控除した納官数が、「今納官之數、超於論定之息利」（前同）と評価された如く、正税出挙の息利を上まわる収入となつたことである。私出挙のばあい、その利率は正税出挙より一般に高率であるから、同様の類推はできないが、少くとも、蓄稲を営料に支出して得る私営田の利潤が、私出挙の息利と収入において大差なかつたことはいえるだろう。そうだとすれば、富豪層が稲穀の大量蓄積を元本として、車の両輪の如く営田と出挙を展開したこともうなづけると思う。私出挙そのものについて今論ずる余裕はないが、奈良時代から平安のはじめにかけてしばしば発せられていた民間私出挙の制限令および禁止令が、弘仁十（八一九）年官符（三代格弘仁十・五・二官符）による制限令を最後に姿を消すことは注目される。それは私出挙活動が下火になつたのではなく、むしろ政府の統制がなくなつて野放しになつたことを意味すると思う。さきに引いた田名網氏の研究の如く、官稲出挙が増加して極盛期をむかえるのは、実にこの私出挙統制のなくなつた弘仁期以後である。単なる権力的統制の無意味さを覚つた律令官人とくに地方官人は、むしろ公出挙の拡大によつて、在地に

栄える私出挙と競合しようとしたというべきであらう。天長十（八三三）年および承和五（八三八）年に大和国で、また貞観十二（八七〇）年に河内国で、国衙が富豪の貯稲を強制的に借上げて、正税出挙の不足を補つた事実（統日本後紀天長十代実録貞観十二・五・廿六条）は、両者の対抗と畿内富豪の経済力の優勢を物語つている。

次に以上のことを前提として、さらに私出挙と営田にもとづく富豪の納税請負制度を考えてみたい。それは国衙領の「名」に関連してくる問題だからである。まずはじめに公営田における納税と経営のシステムをとりあげる。そこでは、「今須調庸者夏日以正税宛寛価而交易、秋收之後以営田之獲返納」と規定されたように、夏期、価格が安い時に国衙が前もつて正税を借用して調庸物を買入れ、秋に納入される営田の獲稲を割いて借りた正税を本倉に返納する仕組みになつている。いかえればあらかじめ国衙が正税を用いて、公営田を耕作する農民に代つて調庸を代輸し、秋に至つて農民労働の収取たる獲稲で正税を返却するのであるが、その獲稲には前述の如く正税を出挙したばあいの息利以上の増加分がおのづから含まれているのである。貞

觀の筑前国公営田もその方法を踏襲し、「然則百姓免徵責之酷、貢賦絶違懸之煩、」すなわち百姓は調庸の責をのがれ、国衙は未進の煩を絶つことができる一石二鳥の効果を誇つてゐる。要するにこの方法は、営田が成功するならばかなり有効な国衙による調庸納入請負制度であり、同時にそれは出挙と同様な正税稲の自己増殖をも兼ねていた。

次に富豪層のばあいとして、まず貞観十三(八七二)年の官符をあげる。

(大宰府)管内浮浪之輩、或屬府司上交易之直、或賂國宰、輪調庸之物、貢非土民、營設之實、利婦浮手、奸偽之徒、濫穢所以難遏、

大宰府管内の富豪浪人は、ただ課役を対捍するだけではなかつた。全く反対に府司国司にとりいつて、進んで交易物や調庸を納入する他の半面があつたのである。だがその調庸物は課丁の生産物ではなく、富豪浪人がほかでととのえて代輸したものである。公営田にかんする弘仁の太政官奏は、貧乏の民が夏月調庸物をつくり食に困つて安く売つてしまふ事実を指摘しているが、富豪層こそその主な買手であり、代輸物はそれによつて安く入手でき、時期的にも前納が可能だつたのであろう。しかも彼らは代輸によつて息

利をもえたのである。この仕組みは前節にもふれた豊後国の富豪浪人中井王の例によつて一層明らかになる(統日本後紀
承和九・八
九条廿)。

中井王、私宅在日田郡、及私営田在諸郡、(略)又本自浮岩筑後肥後等國、(略)中井尚欲入部、徵旧年之未進、兼徵私物、而調庸未進之代、便上私物、倍取其利、

すなわち中井王も、百姓が未進している調庸の代として、いつたん私物を立替えて上納し、その代輸分を百姓の負債として、後にその息利を倍取したのである。この史料は豊後国解の文であるから、彼が入部して代輸を行つたのは、もちろん豊後国内のことである。ところで同国諸郡には彼の私営田が存在するから、この調庸納入請負は彼の私営田経営と無関係ではない。

しかしながら、公営田の仕組みから類推して、彼の私営田の耕作者が本来出すべき調庸を、彼が代輸したと考えるのは問題である。赤松俊秀氏は当時の初期庄園の佃について次のようにいわれる。「公営田と関聯して明らかにされる佃の今一つの重要な事実は、その収獲から佃功即ち営田費・種子料・租料・地子等を控除した残りが、その耕作者

が政府に納めなければならぬ調庸の額に略々相当していたことである。即ち庄園の所有者は耕作者に佃を課することに依つて、調庸に等しい賦役を負わせたことになるのである。そこに佃の意義がある^④。この指摘にしたがえば、庄佃は富豪の私佃と同じ構造であると一応みてよいから、私営田耕作の調庸を私営田主が代輸するならば、所有者自身が営田の意義を否定することになる。国衙の支配が強力なばあいは、営田の利をあきらめて利の少ない地子相当分に甘んずることは考えられても、それでは国司にとりいつてまで代輸を望む富豪の気が知れない。したがつて通常の調庸請負は、むしろ営田の外側でこそ意義をもつたものと思ふ。すなわち富豪層は、営田を中核にすえその耕作民の調庸にほぼ等しい賦役を取得すると同時に、さらにその周辺の中小農民の調庸納入を自らの蓄財を用いて国衙から請負い、国家の收取体制の内部で代輸物の元利を取得する一種の私出挙活動を保証され、それによつて自己の勢力拡大と地位の安定をとともに達成したということができらる^⑤。

このような納税請負行為が全体制の中で「百姓免徵責之酷、貢賦絶遺懸之煩」という効果を發揮したならば、農民は富

豪と保護^{||}被保護の関係を結んでその下にかくれ、未進を煩う国衙は収納の保障をえることによつてこれを国例として制度化し、そこに納税請負制度による一つの收取単位が成立する可能性が生ずる。貞観年間に富豪浪人の賂をうけて納税請負を容認していた大宰府管内の国司は、すでにそれを一つの国例として恒常化しつつあつた。この納税請負制度についても貞観期における国例の成立をたしかめることができる。

最後に「名」への連関をさぐるために、承平二（九三二）年の丹波国牒（平安遺文）を検討する。

彼郡調物使蔭孫藤原高枝申云、余部郷專当檢校日置貞良申云、件郷本自無地、百姓口分班給在地郷々、因茲当郷調絹為例付徵郷々堪百姓等名、方今平秀等身堪同俗、加之年来依成申件調絹、付申播本帳平秀勢豊等名各二丈者、為令弁進件絹、罷向平秀等私宅、而遁隱山野、不曾相弁、仍件絹弁進之間、各稱二百束許檢封、

この文書は公領における收取対象としての「名」の初見史料として重要であり、またその「名」をめぐる諸関係が複雑難解なために、これまで種々の解釈が分れている。その

論争点が「堪百姓等名」を土地とみるか人名とみるかにあつたことはいうまでもないが、最近村井康彦氏は、それまで見過されていた余部郷百姓とその納めるべき調を付徴される他郷堪百姓との關係に着目し、「調絹を堪百姓に付徴するとは、その百姓の調絹を堪百姓に有力百姓に付属し堪百姓を通じて徴集すること」と解釈され、その仕組みのできた理由を、「居住地に口分田が班給されない変則的事情」およびそれによつて国衙がそのような組合せをつくつたことに求められた^⑥。私はその關係の形式についての解釈には同感であるが、その内容・理由について堪百姓の主体性を見過された点に問題が残ると思う。なぜ有力百姓が他人の調まで引受けることを承知し年来納入していたのだろうか。その疑問はこの両者の關係を前述の調庸納入請負制度と解釈することによつてとけるように思う。

堪百姓平秀・勢豊らは、かつては「帳外浪人」であり、延喜廿(九二〇)年の施入以後、大山庄の庄預・田刀であつた(平安遺文^二九二九号)。したがつて自らの営田を有することは疑いない。そして延喜十四(九一四)年、三善清行によつて、「諸國百姓、逃課役遭租調者、私自落髮、猥着法服」(見解詳第十

⑧(文)と糾弾された私度の悪僧であることも自明である。また彼らは大山庄附近の公郷に私宅を有し、檢封の対象となるような蓄稲を有していた。すなわち典型的な富豪層である。また彼ら堪百姓は単に他郷百姓の調絹を右から左へ國衙に取次いだのではない。承平(九三五)五年の文書(平安遺文^二四〇五)によれば、堪百姓勢豊らに課せられた調は「調沽買絹」であつて、調納入経路の途中に調絹の売買行為が介在していたことを示している。つまり納入された調は余部郷百姓自身のものではなく、堪百姓が別に買ととのえて代輸したものであろう。以上の諸事実を考えれば、さきにもべた富豪による納税請負制度の構成要件が大体そろつていることがわかる。おそらく彼ら堪百姓は、はじめ富豪浪人として丹波國公郷内に居り、自ら営田を行いつつ、附近に口分田を有する他郷百姓の調納入を未進に悩む國衙から請負い、調物は有利に買入れて代納し、後何らかの形態でその利息を附けて百姓に償還せしめ、かくして勢力を築き上げたのであり、その過程で庄園と結合してその經營を委託され、彼らの活動の比重が庄園に移るにしがつて、遂に國衙への對捍の行動に転じたと考えられるのである。この請負行為

は「為例付徴郷々堪百姓等名」「年来依成申件調絹」とあるように、丹波国例としてすでに恒常化・制度化されている。ここでの「名」は、菅田・売買・私出挙等の活動を行う富豪を、納税請負人として国衙が慣習的に指定し、収取対象として把握したものであると思う。初期の公領における「名」は、歴史的にはそのような富豪層の多様な活動と、非律令的な国例を立法化しつつ権力を維持した国衙の政策との接触点を表現するものであるから、その実体としては、菅田・賃租||経営も墾田・地子田・口分田（横領を含む）||土地占有も含んでいるが、さらにその周辺の農民を引込んだ納税請負制度をも内包しているが故に、経営や所有と必ずしも一致しない収取単位として存在したのであろう。そのような理解から、旧稿で分析した国衙領の「負名体制」への一つの展望が生れてくると思う。

- ① 赤松俊秀「古代国家の展開」第一部（京大日本史2）
- ② 直木孝次郎氏は、「律令制の動揺」（『日本歴史講座』第二巻）において、豪族が農民を自分の勢力下に吸引・把握するための方便という観点から、豪族による課役代納に着目しておられる。
- ③ 村井康彦「名成立の歴史的前提」（歴研二一五号）

四 王朝的公民への展望

——むすびにかえて——

平安初期の諸国衙が、自らの国例をつくつて収取の対象として再編成しようとした相手は、「頗有資産可堪従事之輩」||富豪層であり、土浪貴賤を論ぜずという方針で臨まなければならなかつたのは、富豪層の多くが下からの道と上からの道によつて、中央の官衙や勢家に結びついた肩書を有し、本職をはなれて諸国部内で活動しつつ、その肩書によつて課役をのがれ律令的公民でなくなつた者、当時の国衙による表現で一括すれば浪人に外ならなかつたからである。^①「不論土浪人」の方針は、現実の事態からいえば、土人||律令的公民よりも、浪人、より正確に言えば富豪浪人の把握に重点をおいている。

しかしながら、「不論土浪人」の用語は、新しい身分的名称の定まらぬ過渡期の不確定的表現であつて、それは本来の公民という身分による支配が、国衙にとつて従前ほどの意味をもたなくなつたことを示すにすぎない。諸国衙が九世紀後半の国例の方向をおしすすめて、国衙領への体制

的転換をとげるためには、王土思想にもとづく「率土之民」とか「百姓」というような支配対象の觀念的把握では全く無力であつて、支配の武器として現実を反映したさらに具體的で有効な身分規定をつくらなければならぬ。それは次の十世紀における国衙の課題であつたと思ふ。

その形成過程の一端をうかがうものとして、私はさきに引いた延喜二年の国解における「頗有資産可堪従事之輩」の語に注意したい。この「可堪従事之輩」は三十年後の承平二（九三三）年丹波国牒で「堪百姓」といわれたものに相当する。「堪百姓等名」を調の収取対象とすることが丹波国例として制度化していたことは前節でのべたが、その国例は「身堪」であることを収取の恒常的な目標とし、堪百姓は主要な収取対象として慣習的に恒常化され、当時の公領における中核的被支配身分を表現しようとする傾向を示している。しかし十世紀初頭の「堪百姓」はまだ過渡的身分であつた。

そこでさらに下つて、十世紀後半の尾張国に眼を転じよう。有名な永延二（九八八）年の尾張国郡司百姓等解（平安造^{文三三}）^四に示される同国公領の支配体制の中で、この際注意すべ

き点は、(一)正税を負うて耕作もしかねる下層百姓と、良田を有し力田の輩である富豪層があること（第一条「凋弊之民、負正税而不耕田疇、富勢之電、領能田以不請、仍存公平、同以息利七万三千八百六十三束、率於国内力田」）、(二)「負名」が絹布米頭等の納入責任者の名称として用いられていること（第八条「或負名死去及五十年、或負名逃散已数千余人」）、(三)「田堵」が公領の主要な被支配身分呼称として「百姓」の上に冠せられ（田堵百姓）、各郷毎に登録されていること（第十六条「一郷所注田堵僅四五十人也」）、の三点である。この三つの事実^①に推論を加えて、十世紀後半の尾張国公領における身分・階層関係を考えると、良田を領し国内力田である富豪層の周辺に、正税等の負担を負うて不安定な耕作を行う一般中下層の百姓があり、それら富豪層と一般百姓層を一括して、国衙が納税の直接責任者としてとらえた身分的呼称が「負名」である。また田堵とは大小をとわず本来経営者としての本質から生じた主体的な名称であるが、それがそのまま公領耕作者としての一般的身分呼称に用いられている。それと同じことは、さらに廿四年後、寛弘九（一〇一二）年の和泉国公領についてもいえる（平安造^{文四}五十七号）。

可普仰大小田堵古作外令発作荒田事

（略）富豪之輩素有領田、亦偏稱堯堯歷年荒棄、（略）然則寛弘五年以往荒廢公田者、縱是雖稱大名之古作、可令許作小人之申請、但有本名不荒古作、猶共欲加作者、郡司慥檢其新古之坪、可停止他名之申請也、

すなわちここでは田堵の大小が区別され、富豪の輩||大名田堵と小人||小名田堵の二階層が指摘できるし、このばあいそれらが各々「本名」「他名」といわれ、「名」で一括把握されていたことも明白である。

ここに至つて国衙は支配のための或程度有効な身分規定を獲得することができた。それは富豪層とそれをとりにかこむ中下層農民を、一般的にはその経営者の本質による田堵の名称をそのまま身分化しながら、具体的な土地・収取関係においては、公田と官物の請負者として、一率に「負名」という身分規定を与えた。この負名中の富豪は、たとえば今昔物語（卷第十七）の中に、「己等ハ不合ノ身ニモ不候ハズ、田十町、余ハ名ニ負ヒ侍リ、此ノ隣ノ郡マデ知タル、下人ハ数侍リ、」といった風貌で現れてくるのであつて、すでに領主的性格を明らかにしているが、そのもとでの被保

護的存在であるあまたの下人従者は、もはや国衙の関知するところではない。そのような十一世紀国衙領の支配体制||負名体制の性格については、不充ながら旧稿で分析したので、当面必要な部分だけを結論的に引用しておきたい。「当時の国衙の支配原理においては、公田見作と所当官物の数量的把握が第一義的であつて、公民とは既に律令的な国家直属の身分ではなく、觀念的には当土の人民、平民、境内の州民等と包括されながら、具体的には耕作公田の輩||負名||公民であり、公田と官物に附随して定まる身分であつた」^①。こうして負名を公民とみなすことによつて、遂に律令的公民の身分規定そのものが全く放棄され、国衙領の王朝的公民が成立するのである。

① 村井康彦氏は、「庄園と寄作人」（『中世社会の基本構造』所収）において、平安時代の浪人が、「土浪人を問わず」「前司浪人を論ぜず」と並称されて何等差別されず、正長、神戸長などになるのも現れたことについて「浪人と呼ばれるものの層が広がつた」ことを指摘されている。

② 黒田俊雄「荘園制の基本的性格と領主制」（同右）

③ 拙稿「国衙領の名と在家について」（同右）

器) which were ready for the life beyond the grave, makes us aware of their identification with many earthen *ming-ch'i* in the Later-han(後漢)dynasty in their combination and individual style. Principal *ming-ch'i* were *wu* (屋), *chu-chüan* (猪圈), *ts'ang* (倉), *chün* (困), *ching* (井), and *tsao* (灶), which show to have created a new mode of life fit for natural conditions of rain and moisture in the southern China after the style in the northern. It is well-known in history that expeditions were made there in the periods of Emperor *Shih-huang of ch'in*(秦始皇帝), Emperor *Wu* of the Former *Han* (前漢武帝), and Emperor *Kuang Wu* of the Later *Han* (後漢光武帝) and the Chinese people advanced southward. Then we want to trace the figure of the Chinese people who penetrated the civilization of iron and agriculture into the surrounding barbarians.

The Local Government Office and the *Fugō* (富豪)

Class in Early *Heian* Period(平安)

by

Yoshimi Toda

The leading factor of the potential powers which converted *Japanese Codal System* (律令制) in the ninth and tenth century was the social class called "*Fugō*" or the rich at that time. They were even in the *Rōnin* (浪人) or the vagabonds, a death-wound for the *Codal System*, taking an active part in *Kōryō* (公領) or the State-owned territory as well as manors after the end of the ninth century. To reorganize these rich vagabonds with inhabitants, each *Kokuga* (国衙) or local government office established "*Kokurei*" (国例) or the customary laws for single county in the second half of the ninth century, which were the fundamental amendment of the *Code* on the status of the ruled, tax-collection law, penal regulation, and so on. On the other hand, the *Fugō* who accumulated a lot of rice as their property kept land under direct management and practiced usury through the investment of the property, on the basis of which they became tax-paying contractors, where there was one of the origins of *Myō* (名). Their

contracting business was operated as an institution by *Kokuga*, and responsible persons for tax-paying, of whom the leading factor was *Fugō*, obtained the status of “*Fumyō*” (負名) uniformly, and then there appeared *Kōmin* (公民) in the *Kokugaryō* (国衙領) or the territory of local government.

Governing Territory by the *Akamatsu* (赤松) Clan
and the Upheaval of *Kakitsu* (嘉吉)

by

Kyoichiro Mizuno

The period from the Civil War between the north and the south dynasties to the wars between *Ōnin* (応仁) and *Bunmei* (文明) was considered as the developing era of *Shugoryokoku* (守護領国) system or the *Muromachi* (室町) Shogunate in the political history. It is the subject of this article to study the relation between the shogunate power and *shugo* (守護) 's territorial government, substance of the lord's power as *shugo* in his territory, and the movement of the resident powers in this period. We take the *Akamatsu* (赤松) 's territory as a material, because *Akamatsu* established his territory in this period in the vicinity of *Kinai* (畿内) where the resident powers grew even remarkably, and he was a leading member of the shogunate government and a concerned party of the upheaval of *Kakitsu* which partly led to and disclosed the wreck of the *shugo* 's territorial system or the *Muromachi* shogunate; it is fit for our explanation to study the process from the beginning of the *Akamatsu*'s former position as a country samurai in *Harima* (播磨) to the establishment of his territory in *Harima*, *Bizen* (備前), and *Mimasaka* (美作) countries, culminating to his ruin through the upheaval of *Kakitsu*. The contents of our study are as follows; at first how *shugo Akamatsu*'s territory was established, secondly what *Akamatsu*'s government was under the absolute rule of the *Muromachi* shogunate, and then what kind of the wreck *shugo*'s territorial system or the *Muromachi* shogunate disclosed in the upheaval of *Kakitsu*, having its relation with the resident powers.